

# オンサイト利用に関する 制度的な対応について

平成20年5月16日

総務省政策統括官室

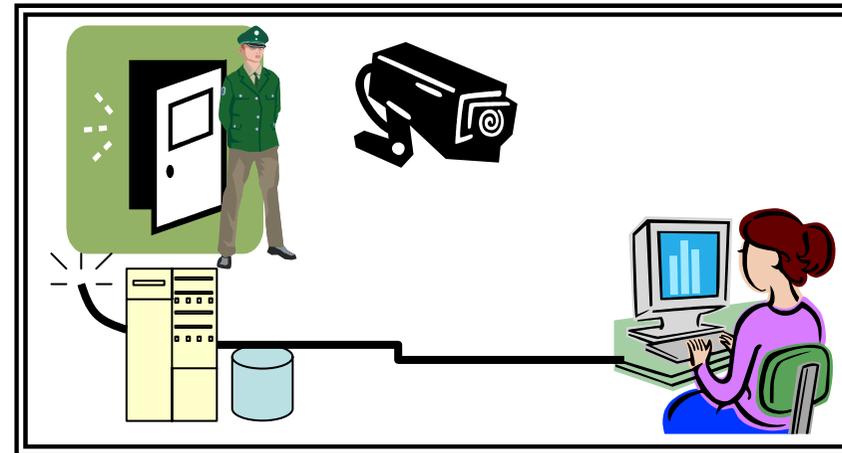
# オンサイト集計の定義について

調査実施者等が指定する調査票情報の管理についてのセキュアなスペースで、以下の条件下において、調査実施者以外の者が調査票情報を用いて統計の作成を行う。

(条件)

調査票情報を統計目的で利用する者に対する監視が調査実施者の任意の都合によりにより行える状況であり、問題が発生した場合、監視者により作業の中止等のセキュリティを保持するための対処が可能となっている。

調査実施者等が持ち出して問題ないと判断する最終成果物の統計以外の情報の一切の持ち出しが禁止されている。



# オンサイト集計の制度的対応

## オンサイト集計への要請

匿名データの作成が実質的に困難な調査票の情報(例えば事業所・企業を対象とした調査)に対し、諸外国の取組と同様に、秘密の保護を図りつつ、調査実施者以外の者が学術研究等の目的で匿名データの利用に類似する個々の情報により分析を行う公的統計サービスのスキームを実現ができないか。

## 現在の法制度の限界

法制度上は「匿名データ」と「識別可能なデータ」(=調査票情報)の一線しかなく、匿名性の判断について段階的な余地はない

34条及び36条の規定により学術研究目的等の公益性では、固体が識別できるプライバシー等に直接触れるデータに対するアクセス権を認めておらず、これを認められているのは、「調査実施者」、「行政機関等とこれに準ずる者」、「行政機関等が作成する統計と同等の公益性を有する統計を作成する者」であるとの一線を法が示しており、調査票データ(=識別可能なデータ)に対するアクセス権に段階的な対応はない

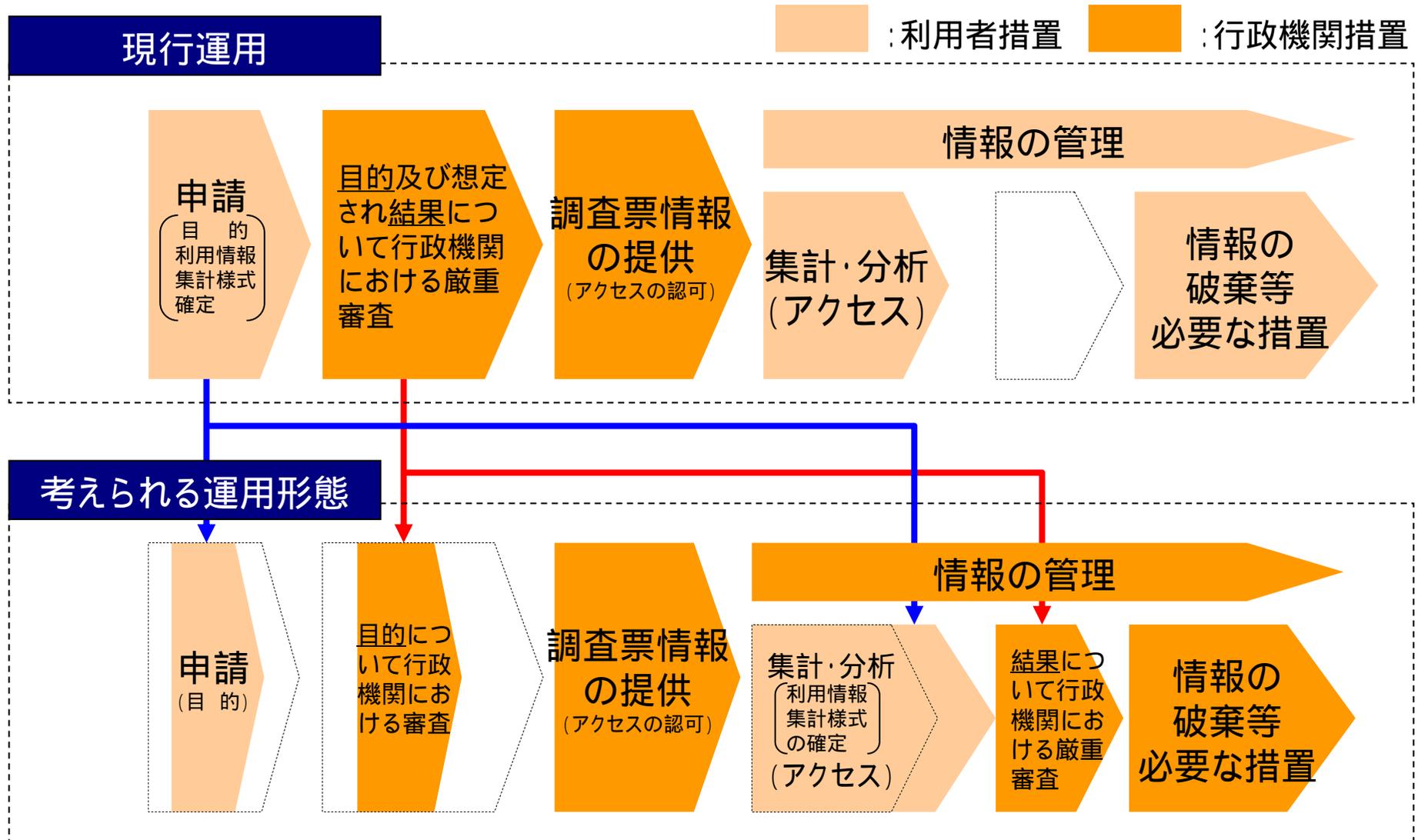
匿名性は使用する場所と無関係

匿名化されていないデータのアクセスは32条、33条のみ

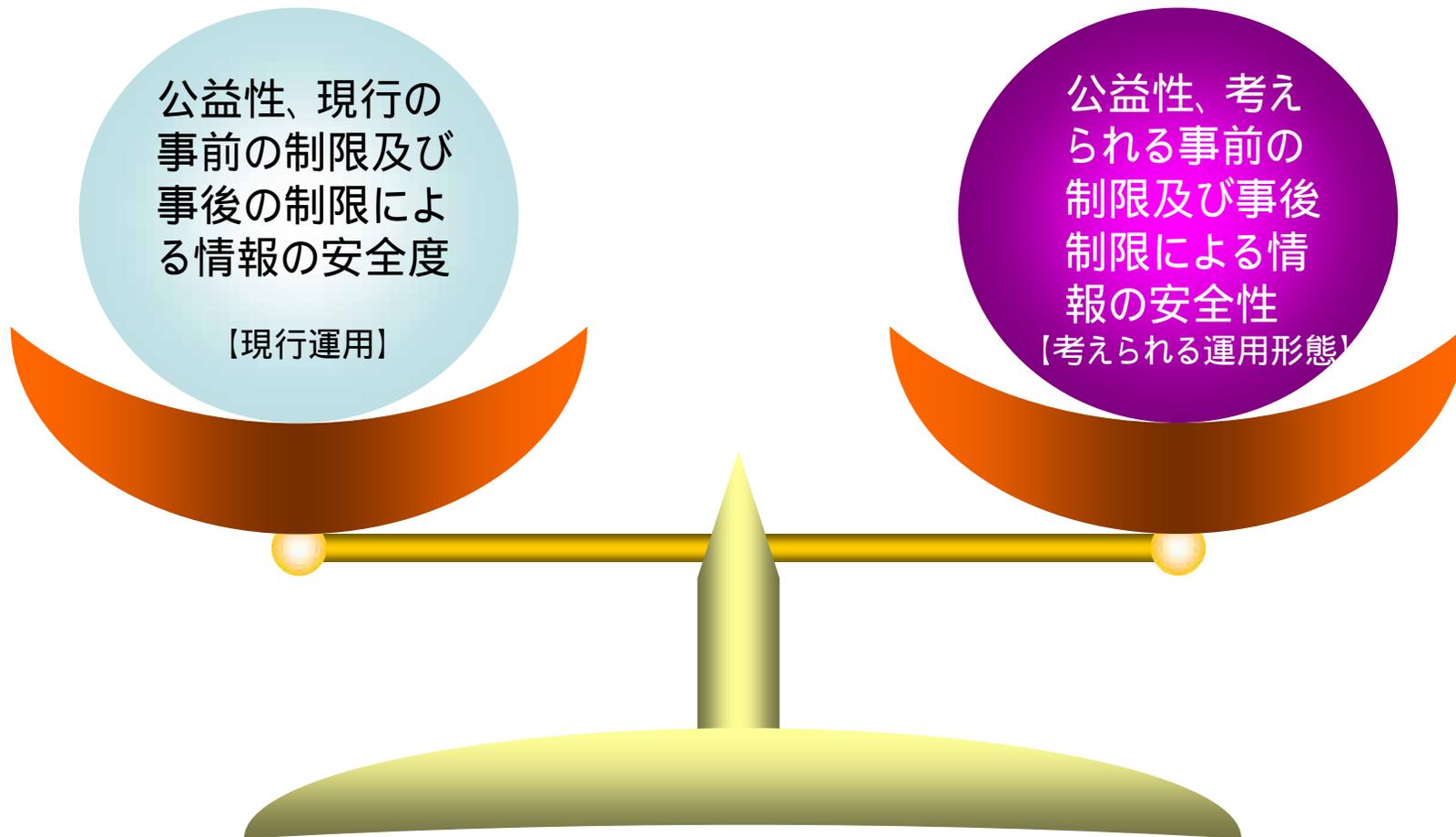
現行法制度で対応できる範囲で対応しつつニーズ等の実績を蓄え、オンサイト集計の在り方について更に検討

# 制度的対応の可能性

33条は、「現在の目的外利用の運用(高い公益性、高い安全性)」を想定



# 制限の比較考量



→ 法33条の運用形態を示すガイドラインを作成し、そのなかで、1つのモデルとして追加できないか、各府省、その他統計調査の実施者の意向等をさらに確認しつつ検討

## (参考) 目的外利用

(調査票情報の提供)

第三十三条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

- 一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- 二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等

### 目的外利用の運用(現行と同程度を想定)

統計の作成等が次に掲げる要件のいずれかを満たすものである場合、使用を認める。

行政機関等又は1項に掲げる者(以下「公的機関」という)から委託を受け、又はこれと共同して行う調査研究に係る統計の作成の場合

に掲げるもののほか、その実施に要する費用の全部又は一部について、公的機関が公募により補助して行う統計の作成等の場合

・ に掲げるもののほか、行政機関又は地方公共団体の長が、その政策の企画及び立案等に有用であると認める統計の作成等の場合